**介護サービス事業者**

**自主点検表**

**介護予防認知症対応型通所介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

| 主眼事項 | チェック | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１の１  　指定介護予防地域密着型サービスの事業の一般原則 | □　指定介護予防地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。　◆平１８厚労令３６第3条第1項  □　指定介護予防地域密着型サービス事業者は、指定介護予防地域密着サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。  　　　◆平１８厚労令３６第３条第２項  □　指定介護予防地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。  　　　◆平１８厚労令３６第３条第３項  □　指定介護予防地域密着型サービス事業者は、指定介護予防地域密着サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。　　◆平１８厚労令３６第３条第４項 | | 適  ・  否 | 責任者等体制  【　有 ・ 無　】  研修等実施  【　有 ・ 無　】 |
| 第１の２  　基本方針  ＜法第１１５条の１３第１項＞ | □　その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。  　　　◆平１８厚令３６第４条 | | 適  ・  否 |  |
| 第１の３  　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者は、南丹市暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。  □　運営について、南丹市暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。 | | 適  ・  否 |  |
| 第２  　人員に関する基準  <法第１１５条の１４第１項> | ※　認知症対応型通所介護事業の主眼事項第２の全てを、介護予防認知症対応型通所介護事業に準用する。  　　ただし、「認知症対応型通所介護」は「介護予防認知症対応型通所介護」と、「介護予防認知症対応型通所介護」は「認知症対応型通所介護」と、「地域密着型サービス基準第42条」を「地域密着型介護予防サービス基準第５条」、「地域密着型サービス基準第45条」を「地域密着型介護予防サービス基準第８条」と読み替える。  　　　◆平１８厚令３６第５条、６条、平１８解釈通知第４ | | 適  ・  否 |  |
| 第３  　設備に関する基準  <法第１１５条の１４第２項> | ※　認知症対応型通所介護事業の主眼事項第３の全てを、介護予防認知症対応型通所介護事業に準用する。  　　ただし、「認知症対応型通所介護」は「介護予防認知症対応型通所介護」と、「介護予防認知症対応型通所介護」は「認知症対応型通所介護」と、「地域密着型サービス基準第44条」を「地域密着型介護予防サービス基準第７条」と読み替える。  　　　◆平１８厚令３６第７条、◆平１８解釈通知第４ | | 適  ・  否 |  |
| 第４  　運営に関する基準  <法第１１５条の１４第２項> | ※　以下の項目を除く項目で、認知症対応型通所介護事業の主眼事項第４「運営に関する基準」のうち、１から７、９から11、13、17から19及び21から36は、介護予防認知症対応型通所介護事業に準用する。  　　ただし、「認知症対応型通所介護」は「介護予防認知症対応型通所介護」と、「居宅介護支援」は「介護予防支援」と、「要介護認定」は「要支援認定」と、「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」と、「要介護状態の程度を増進させたと認められるとき」は「要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき」と読み替える。 | | 適  ・  否 |  |
| １　地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助 | □　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第85条の２各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明するとともに、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第１８条 | | 適  ・  否 | 事例  【　有 ・ 無　】  あれば対応内容 |
| ２　利用料等の受領 | □　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。  　　　◆平１８厚令３６第２２条第１項  □　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。  　　　◆平１８厚令３６第２２条第２項  　◎　一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。　　◆平１８解釈通知第３の一の４(１３)②準用  □　上記の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる以下の費用の額以外の額の支払を受けていないか。　◆平１８厚令３６第２２条第３項準用  　ア　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  　イ　当該サービスに通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用  　ウ　食事の提供に要する費用  　エ　おむつ代  　オ　ア～エに掲げるもののほか、介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用  　◎　保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（１３）③準用  　◎　エの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。　　◆平１２解釈通知５４  □　上記のイの費用については、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針」の定めるところによる。　◆平１８厚令３６第２２条第４項準用  □　ア～エの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。　　◆平１８厚令３６第２２条第５項準用  　※　当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。  　　　この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。  　※　上記アからエに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。　　◆平１２老振７５、老健１２２連番  □　サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、次の領収証を交付しているか。　　◆法第４１条第８項準用  □　領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、利用者負担額、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。　　◆施行規則第６５条準用 | | 適  ・  否 | 償還払の対象で10割徴収の例  【　有 ・ 無　】  その他利用料の内容：  ・  ・  ・ |
| ３　運営規程 | □　事業所ごとに、以下の重要事項を内容とする運営規程を定めているか。　　◆平１８厚令３６第２７条  　ア　事業の目的及び運営の方針  　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  　　※　置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２１）①準用  　ウ　営業日及び営業時間  　エ　サービスの利用定員  　　※　同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。  　オ　サービスの内容及び利用料その他の費用の額  　　※　「サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。  　カ　通常の事業の実施地域  　　※　客観的にその区域が特定されるものとする。  　キ　サービス利用に当たっての留意事項  　　※　利用者がサービスの提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。  　ク　緊急時等における対応方法  　ケ　非常災害対策  　　※　非常災害に関する具体的計画を指すものであること。  　コ　虐待防止のための措置に関する事項  　　※　虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。  　　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２１）⑥準用  　サ　その他運営に関する重要事項 | | 適  ・  否 | ★重要事項説明書と不整合ないか。  □職員の員数  □営業日・営業時間  □通常の事業実施地域  □利用料・その他費用  □通常の事業実施地域は実態に即しているか。  また、客観的に区域が特定された記載か。 |
| 第５  　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  <法１１５条の１３第１項>  １　基本取扱方　　針 | □　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。　　◆平１８厚令３６第４１条第１項  □　自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、常にその改善を図っているか。　　◆平１８厚令３６第４１条第２項  　◎　提供されたサービスについては、介護予防認知症対応型通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ること。  　　　◆平１８解釈通知第４の三の１(１)④  □　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。　　◆平１８厚令３６第４１条第３項  　◎　サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。　　◆平１８解釈通知第４の三の１（１）①  □　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。　　◆平１８厚令３６第４１条第４項  　◎　「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。　　◆平１８解釈通知第４の三の１(１)③  □　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。　　◆平１８厚令３６第４１条第５項 | | 適  ・  否 | 自主点検  【　有 ・ 無　】  直近：　　　年　　月  第三者評価  【　有 ・ 無　】  直近：　　　年　　月 |
| ２　具体的取 1  扱方針  2  3  4  5  6  7  8  9  10  11  12  13  14  15  16 | □　サービスの提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。　　◆平１８厚令３６第４２条第１号  □　管理者は、1に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、所要時間、日程、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成しているか。　　◆平１８厚令３６第４２条第２号  □　介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。  　　　◆平１８厚令３６第４２条第３号  　◎　介護予防通認知症対応型所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は当該介護予防認知症対応型通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。　　◆平１８解釈通知第４の三の１(２)②  □　管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。　　◆平１８厚令３６第４２条第４号  　◎　実施状況や評価についても説明を行うこと。  　　　◆平１８解釈通知第４の三の１(２)③  □　管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しているか。  　　　◆平１８厚令３６第４２条第５号  □　サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。  　　　◆平１８厚労令３６第４２条第６号  □　サービスの提供に当たっては利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。　　◆平１８厚労令３６第４２条第７号  □　サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。  　　　◆平１８厚労令３６第４２条第８号  □　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。　　◆平１８厚労令３６第４２条第９号  　◎　介護予防認知症対応型通所介護計画の目標及び内容等も含め説明すること。　　◆平１８解釈通知第４の三の１(２)③  □　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。　　◆平１８厚労令３６第４２条第１０号  □　上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  　　　◆平１８厚労令３６第４２条第１１号  □　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。  　　　◆平１８厚労令３６第４２条第１２号  □　管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に１回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っているか。　　◆平１８厚令３６第４２条第１３号  □　管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。　　◆平１８厚令３６第４２条第１４号  □　管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第４２条第１５号  □　1から14までの規定は、15に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。　　◆平１８厚令３６第４２条第１６号 | | 適  ・  否 | 介護予防認知症対応型通所介護計画：  【　有 ・ 無　】  内容の確認 |
| 第３  　変更の届出等  <法第１１５条の１５> | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の30で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を南丹市長に届け出ているか。  □　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を南丹市長に届けているか。 | | 適  ・  否 |  |

　※「厚令」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日　厚生労働省令第34号）を指します。

　※「解釈通知」とは「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日　老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）を指します。

　※「市条例」とは、「南丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日　南丹市条例第22号）を指します。

　※「市予防条例」とは、「南丹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日　南丹市条例第23号）を指します。